

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)					
地区名	一般県道 <small>どうじょうやまあんじょうせん</small> 道場山安城線					
事業箇所	<small>あんじょうしふ かまちょう</small> 安城市福釜町					
事業のあらまし	<p>一般県道道場山安城線は碧南市<small>へきなん</small>と安城市<small>あんじょう</small>の中心市街地を結び、重要港湾衣浦港及び衣浦臨海工業地帯から国道23号へと続く幹線道路である。</p> <p>アクセス道路としても利用されているため大型車交通量が多いが、当該区間は通学路に指定されているにもかかわらず歩道が未整備のため、事故の発生する危険度の高い区間となっている。</p> <p>以上を踏まえ、歩行者等の安全性の確保を目的として、歩道設置を実施したものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 歩行者等の安全性の確保</p> <p>【副次目標】 —</p>					
事業費	事業費	内訳				
	2.7億円	■工事費 0.5億円 ■用補 2.0億円 ■その他 0.2億円				
事業期間	採択年度	2007年度	着工年度	2010年度	完成年度	2014年度
事業内容	歩道設置 L=290m 幅員 10.75m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】 ・歩行者と自転車の通行が分離され、歩行者が安全に通行できるようになり危険な交通環境が改善された。</p> <p>【達成状況に対する評価】 ・本事業の実施により、歩行者等の安全性の確保が図られ、事業目標は十分に達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>【達成状況に対する評価】</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・主要な事業目標に対して目的を達成しており、事業の有効性が認められたため、今後の事業評価は必要性ない。					
改善措置の必要性	・事業の評価を十分に発現しており、改善措置は必要性ない。					
同種事業に反映すべき事項	・特になし。					